

## 消費税増税対策 佐用町プレミアム付商品券取扱店募集要項

### 1. 商品券発行の目的

消費税10%への引き上げに伴う消費の落ち込みが懸念されている。佐用町プレミアム付商品券（以下商品券という）を発行し、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

### 2. 商品券の概要

- ①購入対象者 令和元年度住民税非課税者・3歳未満の子が属する世帯の世帯主
- ②購入可能額 最大2万円【2万5千円分（500円券10枚つづり5セット）】
- ③プレミアム額 最大5,000円【2万円購入時】
- ③発行総額（見込） 最大約1億円を予定（プレミアム分を含む）
- ④使用可能期間 令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）まで
- ⑤販売期間 令和元年9月下旬から令和2年1月末まで

### 3. 商品券取扱店の募集

本商品券の取り扱いを希望する事業所は、本要項を確認の上、「佐用町プレミアム付商品券取扱店登録申込書」を佐用町商工会へ提出してください。

- 1) 登録条件 佐用町内で事業所、店舗を営業する法人または個人
- 2) 提出先 佐用町商工会 〒679-5301 佐用町佐用 3043-1 TEL82-2218
- 3) 申込期限 令和元年7月19日（金）必着

### 4. 商品券の取り扱い等について

#### 1) 商品券使用対象外の物品または役務

- ①たばこ
- ②出資や金融商品の購入、保険料の支払い
- ③金券、商品券（図書券、ビール券等のほか、事業者が独自発行する商品券）、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ④国や地方公共団体等への支払い
- ⑤特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

#### 2) 取扱店が商品券を受け取る際（お客様の利用時）の注意事項

- ①釣り銭への対応は必要ありません。
  - ②使用される商品券が適正な券であるか十分確認してください。
  - ③商品券が偽造券であることを発見した場合は、直ちに佐用町商工会へ通報ください。
- ※偽造券が使用され、取扱店の明らかな過失が認められる場合にはその相当金額の換金ができないことがあります。

### 3) 商品券の換金

- ①換金は申込時に指定する金融機関窓口で行います。「取扱店証」を提示し、換金請求書に必要事項を記入の上、商品券を添えて提出してください。
- ②換金手数料（店舗負担分）は無料とします。
- ③換金受付は令和2年3月10日（火）を最終期限とします。

### 4) その他の注意事項

- ①取扱店は商品券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
- ②商品券を自店の経費等への支払いに使用することはできません。
- ③取扱店が本要項に違反する行為を行った場合、町は取扱店の登録を抹消することができるものとします。